

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省27-2-4)

施策名	2-4 IT		担当部局名	商務情報政策局		政策評価実施予定時期	平成28年8月	
施策の概要	日本再興戦略の柱の一つである「世界最高水準のIT社会の実現」に向け、オープンデータやビッグデータの利活用の促進、サイバーセキュリティ対策の強化などの政策を実施する。					政策体系上の位置付け	2 個別産業	
達成すべき目標	日本再興戦略の柱の一つである「世界最高水準のIT社会の実現」に向け、オープンデータやビッグデータの利活用の促進、サイバーセキュリティ対策の強化などの政策を実施し、世界最先端のIT活用社会を実現する。				目標設定の考え方・根拠	ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、「世界最高水準のIT社会の実現」と記載されている。		
施策の予算額(執行額) (百万円)	25年度	26年度	27年度	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略、世界最先端IT国家創造宣言			
	8,195 (7,784)	7,987 (7,488)	7,341					

【測定指標】

測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	基準	目標年度	目標	施策の進捗状況(実績)									
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 公共データの公開データセット数	-	-	1万セット以上	27年度	500	3,000	1万セット以上	/	/	/	/	/	/	・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、目標として掲げているため
					2,246	2,496	-							
2 情報連携用語彙データベースの開発・実証	-	-	情報連携用語彙データベースの開発・実証の完了	27年度	概念モデルの構築(～平成26年8月)	情報連携用語彙データベースの仕様策定(平成25年9月～平成26年1月)	情報連携用語彙データベースの開発・実証の完了	/	/	/	/	/	/	世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)において、目標として掲げているため (独立行政法人 情報処理推進機構と協力して実施)
					平成26年8月の概念モデル構築に向けた検討を実施	情報連携用語彙データベースの仕様の検討を実施	-							
3 解決に貢献したインシデント件数	3,000	24年	10,000	27年度	6,000	6,000	10,000	/	/	/	/	/	/	サイバーセキュリティ戦略(平成27年9月4日閣議決定)の「国民・社会を守るための取組」を踏まえて設定。
					7,268	7,802	-							

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成27年 行政事業 レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度					
1 電子経済産業省構築事業	376 (319)	210 (178)	186	平成16年度	1.2	電子政府に係る取組として、政府内の情報共有及び活用等による業務改革を実践するとともに、民間側が政府のITインフラをより効率的に活用できる環境を整備する。	-	0090
2 我が国経済社会の情報 化・サービス化に係る基盤 整備	379 (344)	375 (368)	370	平成21年度	-	国内外におけるIT・サービス関連の取組や政策を把握・分析するために必要な調査等を行う。調査結果は、IT・サービス政策に反映する。 具体的には、以下のような調査等を実施する。 ①個人情報保護法や家電リサイクル法、電子商取引及び情報財取引等に関する準則、違法有害対策のためのフィルタリング手法等に関して、実態を調査・把握することにより、必要に応じて改訂・見直しを行うほか、普及啓発活動により法制度の周知徹底を図る。 ②電子商取引市場調査等の産業・市場実態の定点調査を行い、広く国民・企業へ基盤的な情報を提供するとともに、政策へ反映するために必要な情報として蓄積・活用する。 ③国内及び世界各国のIT関連産業や、コンテンツやサービス等のITを活用した市場の動向を調査・把握することにより、IT利活用促進及びスマートグリッド、クラウド・コンピューティングといったIT業界の最新動向に対応したIT関連政策の企画立案につなげる。	-	0091
3 情報処理実態調査(事務 費)	12 (12)	16 (16)	8	昭和44年度	-	全産業の企業又は事業団体(外国公務、国家公務、地方公務、郵便局、分類不能の産業を除く)で、資本金3,000万円以上かつ総従業員50人以上の企業又は事業団体に対し、以下の事項について調査。 ①企業又は事業団体の概要 ②IT組織の状況 ③ECの状況 ④情報処理関係支出等の状況 ⑤情報セキュリティの状況 ⑥クラウド・コンピューティングの利用状況 ⑦スマートフォン及びタブレット端末の業務利用の状況	-	0092
4 電子経済産業省構築事業 (事務費)	4,140 (4,022)	4,287 (3,957)	4,244	平成16年度	-	電子政府推進のプラットフォームとなる省内情報システム基盤の着実な整備・運用を行う。	-	0093
5 旅費等内部管理業務共通 システムの最適化事業(事 務費)	370 (369)	1,174 (1,154)	636	平成21年度	-	旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム最適化計画(平成24年1月17日、CIO連絡会議決定)に基づき、平成24年度から経済産業省が旅費等内部管理業務共通システムの設計・開発に着手。当該システムは、①各府省等で異なる処理の標準化、②チケット手配等の外部委託化、③決裁の簡素化や支払処理の自動化等を可能とする府省共通のシステムであり、平成26年度から本府省等、平成27年度から地方支分部局等に導入を行ったところ。引き続き、利便性向上に取り組むとともに、安定的な運用を行う。	-	0094

6	サイバーセキュリティ経済基盤構築事業	-	1,741 (1,621)	1,773	平成26年度	3	我が国の企業等を深刻化するサイバー攻撃から守るため、対処体制の抜本的な強化を図る。 ○経済社会に被害が拡大するおそれが強く、一組織で対処が困難な深刻なサイバー攻撃を受けた組織に対し、IPA（(独)情報処理推進機構）のサイバーレスキュー隊により、被害状況を把握し、再発防止の対処方針を立てる支援を行う。 ○また、深刻なサイバー攻撃の温床となっている複数の国に跨ったサイバー攻撃基盤を駆除するため、各国のサイバー攻撃対応連絡調整窓口（窓口CSIRT※）の間で情報を共有し、共同対処を行う。平成27年1月から発足した内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）とも連携し、政府での情報共有・対処能力を強化する。 （※Computer Security Incident Response Teamの略。日本の窓口CSIRTは、一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター。）	-	0095
7	情報処理の促進に関する法律	-	-	-	昭和45年度	-	本法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたえ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
8	電子署名及び認証業務に関する法律	-	-	-	平成12年度	3	本法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
9	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	-	-	-	平成11年度	3	本法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もつて高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
10	コンピュータウイルス対策基準	-	-	-	平成7年度	3	本基準は、コンピュータウイルスに対する予防、発見、駆除、復旧等について実効性の高い対策をとりまとめることにより、システムユーザ、コンピュータ管理者、ソフトウェア供給者、ネットワーク事業者、システムサービス事業者の各主体におけるコンピュータウイルス対策の向上を図り、もつて高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。	-	-
11	コンピュータ不正アクセス対策基準	-	-	-	平成8年度	3	本基準は、コンピュータ不正アクセスによる被害の予防、発見及び復旧並びに拡大及び再発防止について、企業等の組織及び個人が実行すべき対策をとりまとめることにより、システムユーザ、システム管理者、ネットワークサービス事業者、ハードウェア・ソフトウェア供給者の各主体における不正アクセス対策の向上を図り、もつて高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。	-	-
12	ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準	-	-	-	平成16年度	3	本基準は、ソフトウェア等に係る脆弱性関連情報等の取扱いにおいて関係者に推奨する行為を定めることにより、脆弱性関連情報の適切な流通及び対策の促進を図り、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、もつて高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的とする。	-	-
13	情報セキュリティ管理基準	-	-	-	平成15年度	3	本基準は、組織体が効果的な情報セキュリティマネジメント体制を構築し、適切なコントロールを整備、運用するための実践規範である。	-	-
14	情報セキュリティ監査基準	-	-	-	平成15年度	3	本基準は、情報セキュリティ監査業務の品質を確保し、有効かつ効率的に監査を実施することを目的とした監査人の行為規範である。	-	-